

屋外広告物の定義と種類

※ この資料は安曇野市屋外広告物条例における各種広告物の定義をまとめたものです。

この資料は随時改定されますので、個別具体的な判断については、計画段階で建築住宅課へ相談するようお願いいたします。

なお、安曇野市屋外広告物条例での許可申請の要否、許可基準等については、「安曇野市屋外広告物条例のしおり」をご確認いただくか、建築住宅課へ相談するようお願いいたします。

令和6年3月現在

問い合わせ先

安曇野市 都市建設部 建築住宅課 建築景観係

電話：0263-71-2242（直通） FAX：0263-72-3569

1 屋外広告物

○定義

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たすものである。

- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ・ 屋外で表示されるものであること。
- ・ 公衆に表示されるものであること。
- ・ 看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

○屋外広告物として扱わないもの

- ・ 屋内から表示されるもの
（例）窓の内側から表示するもの。
ガソリンスタンドのキャノピー下に表示するもの。
- ・ 公衆に向けて表示していないもの。
- ・ 音響広告やサーチライト等の有体物ではないもの。
- ・ 営業時間外は片付け、撤去するもの。

○自己用広告物の定義

- ・ 自己の事業について、自己の事業所の敷地内に表示、設置する広告物。
- ・ 上記の場所以外に表示、設置する広告物については、自己所有地であっても、自己用以外の広告物となります。

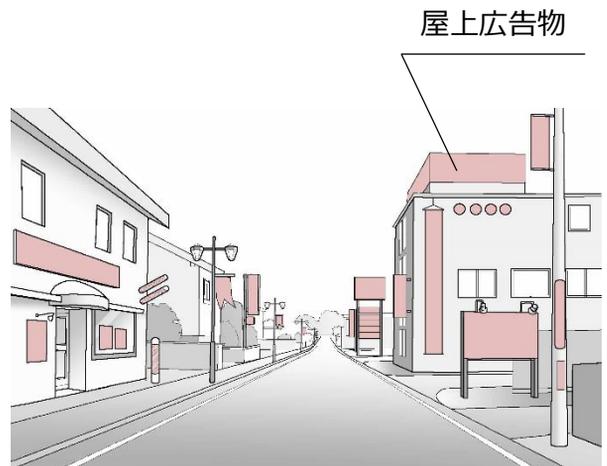
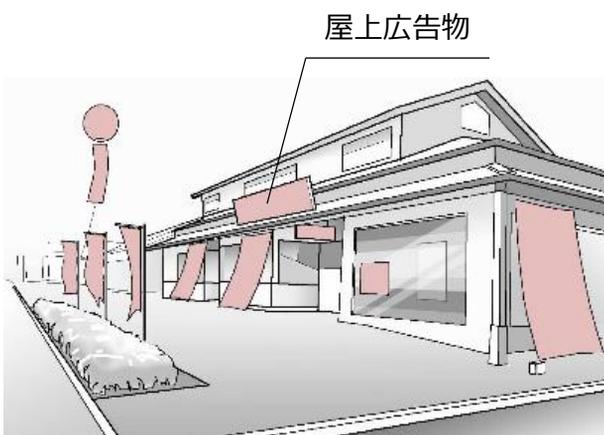
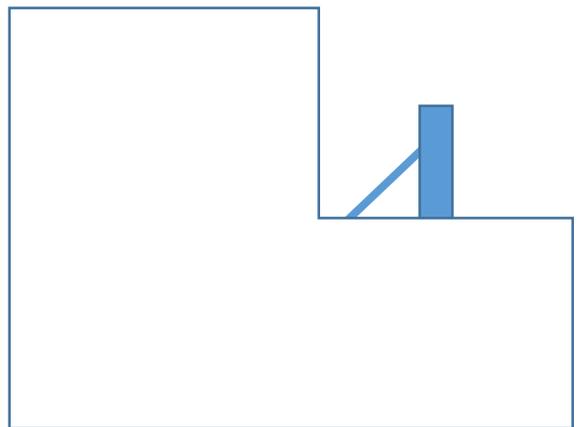
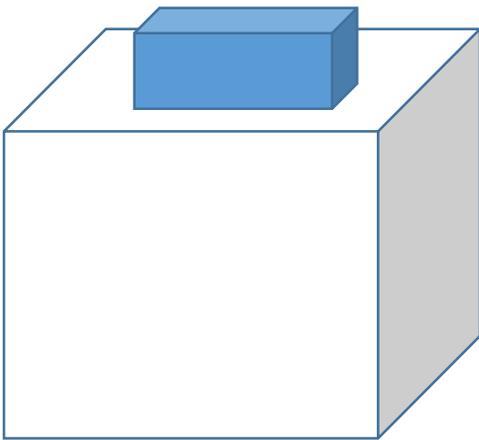


2 屋上広告物

○定義

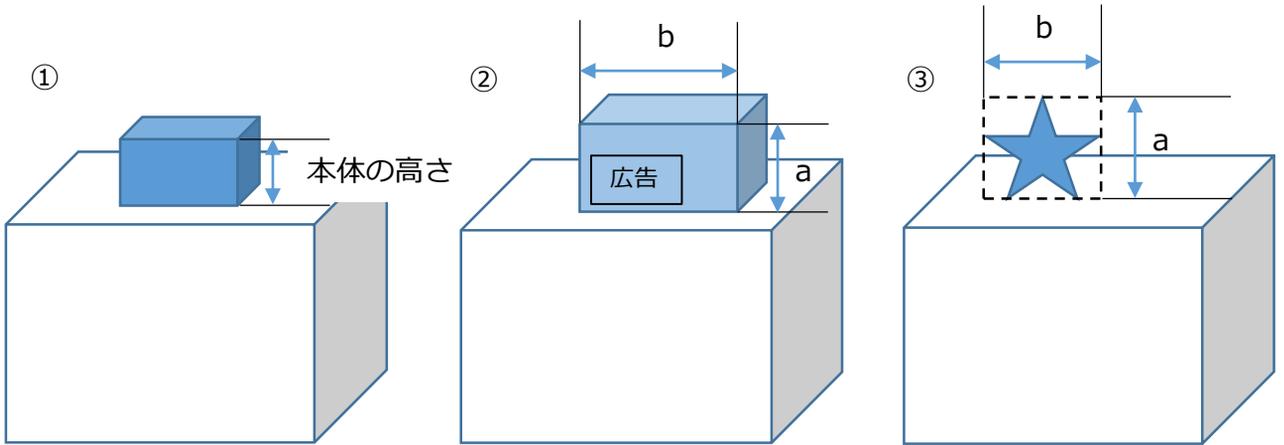
以下に掲げるもののうち、いずれかに該当するもののみを屋上広告物とする。

- ・建築物とは独立した工作物として設計され、屋根の上に表示・設置されるもので、広告物の表示・設置以外の使用目的がないもの。
- ・屋根を突き抜けるように設置される広告物。



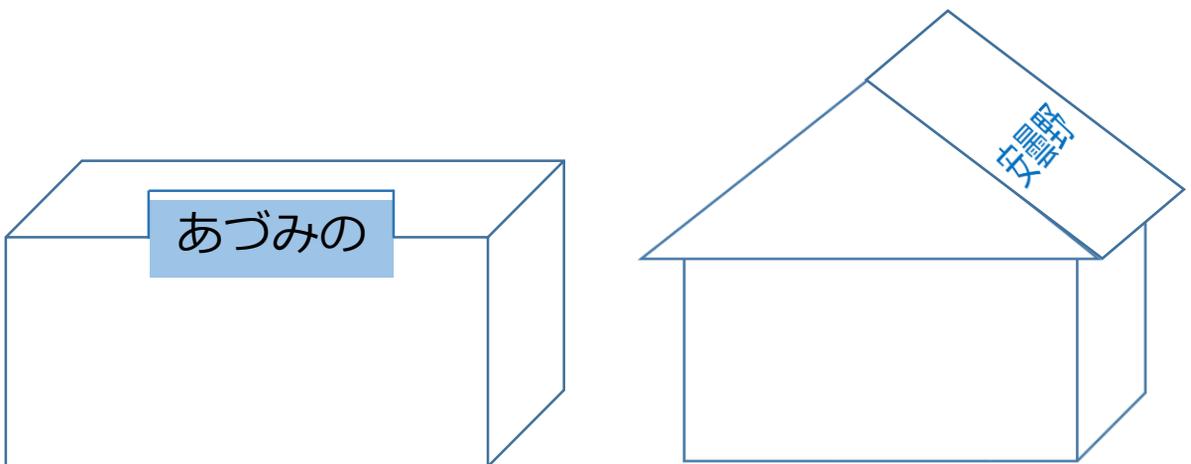
○高さ、面積

- ① 本体の高さとは、屋上広告物の設置面から屋上広告物の上端の高さである。
- ② 面積について、表示内容の大きさに関わらず表示可能な面全てを面積として算定する。
面積 = $a \times b \times 4$ 面
- ③ 広告物の形状に凹凸や丸みがある場合、外郭線で囲んで面積を算定する。
面積 = $a \times b \times$ 表示面数



○その他

- ④ 屋根を超える高さまで立ち上げた外壁に設置する広告物、屋根に直接塗装する広告物は壁面広告物として扱う。

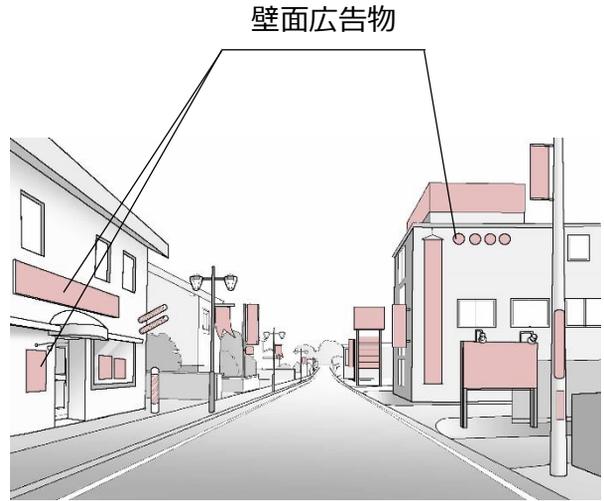
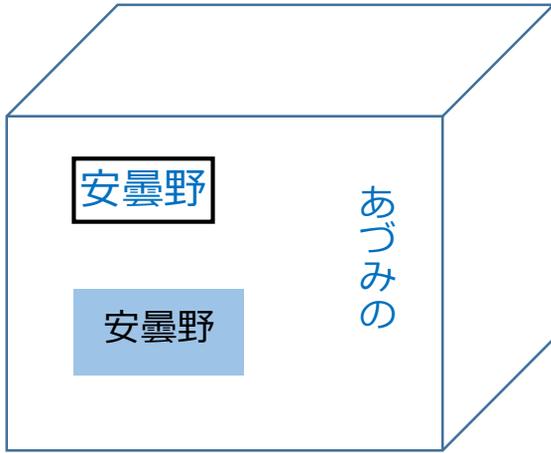


3 壁面広告物

○定義

壁面広告物は壁面に設置される広告物とする。

主に壁面に板面を設置するもの、箱文字を設置するもの、直接塗装するものとする。



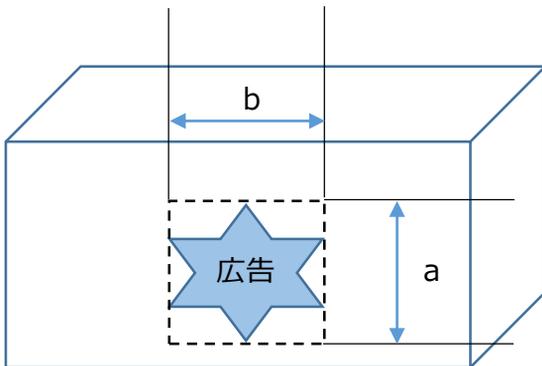
○面積

- ① 広告物の形状に凹凸や丸みがある場合、外郭線で囲んで面積を算定する。

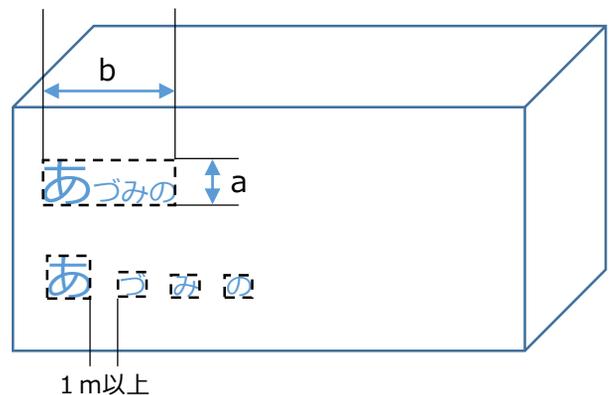
面積 = $a \times b$

- ② 箱文字、直接塗装の場合、基本的に1つのイメージを伝える箇所ごとに1基扱いとし、外郭線で囲んで面積を算定する。ただし、文字と文字の間が1m以上開いている場合は、各文字を外郭線で四角く囲った面積の合計を広告物の面積とする。

①

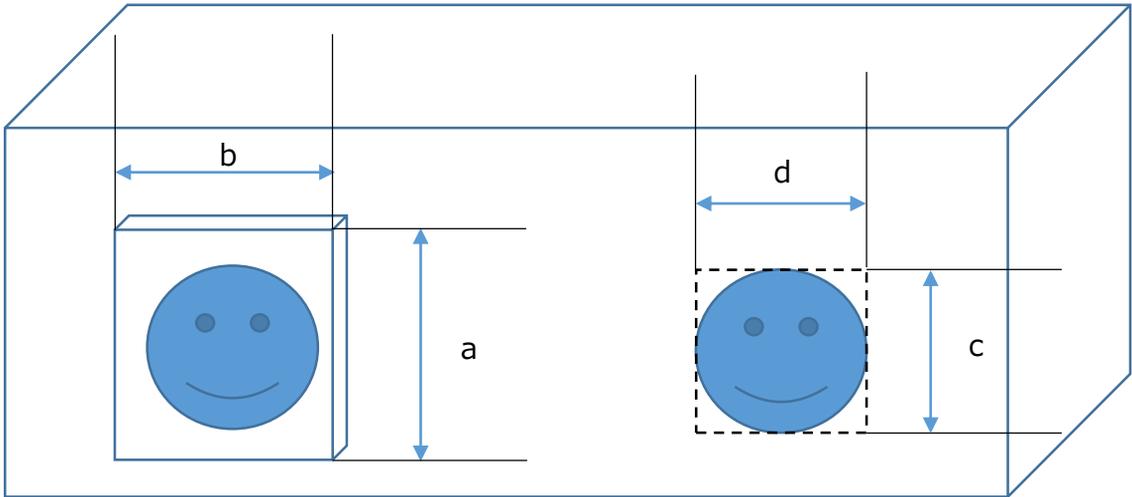


②

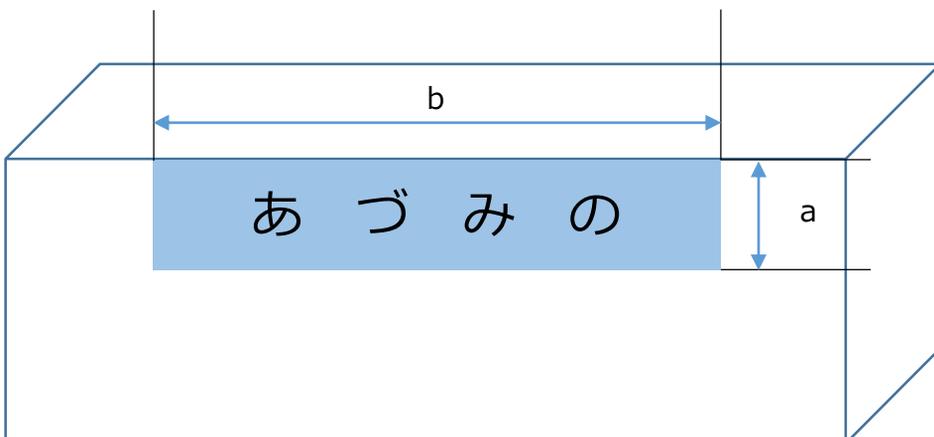


- ③ 面積の算定方法について、板面を設置するものについては板面の面積で算定する。
箱文字、直接塗装の場合は外郭線で四角く囲った部分を面積として算定する。

(例) 板面を設置するもの 面積 = $a \times b$
箱文字、直接塗装 面積 = $c \times d$



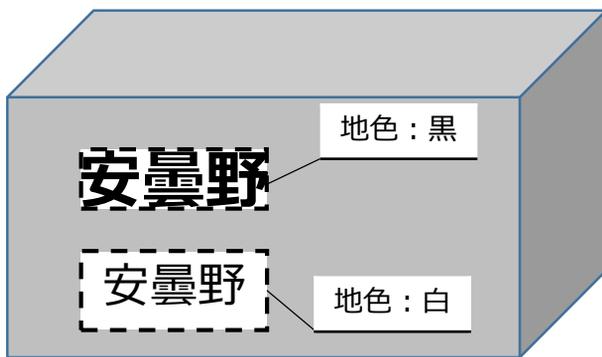
- ④ 箱文字、直接塗装で表示、設置される広告物の周囲を枠で囲んだ場合や強調するために外壁の色と塗り分けている場合は、その部分も広告物の面積として算定する。
ただし、建築物の意匠として設計されている場合は面積に含まない。
面積 = $a \times b$



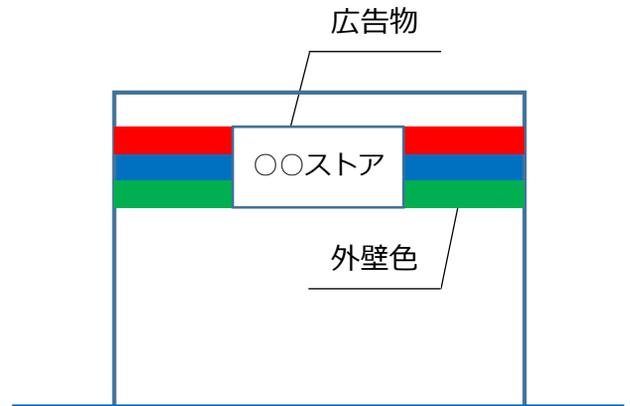
○その他

- ⑥ 箱文字、直接塗装の広告物の地色の扱いについて、面積として算定する範囲内で最も大きい割合を占める色を地色とする。
→それぞれの点線で囲われた部分で最も大きい割合を占める色が地色となる。
- ⑦ コンビニエンスストア等でみられる企業のコーポレートカラーについては広告物ではなく、外壁色として扱い、景観計画の基準に適合させる必要がある。

⑥



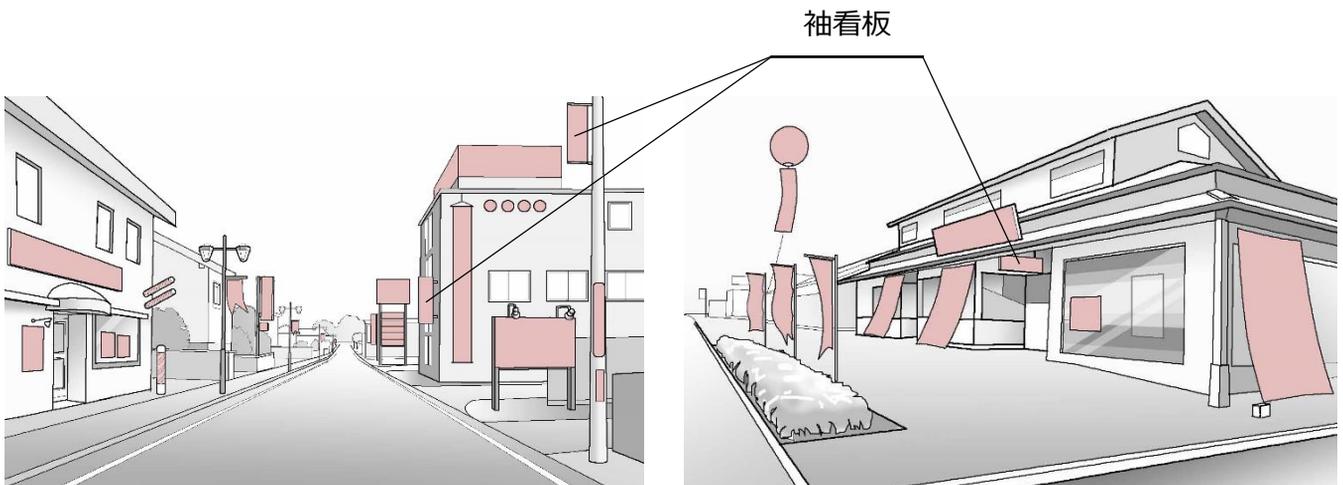
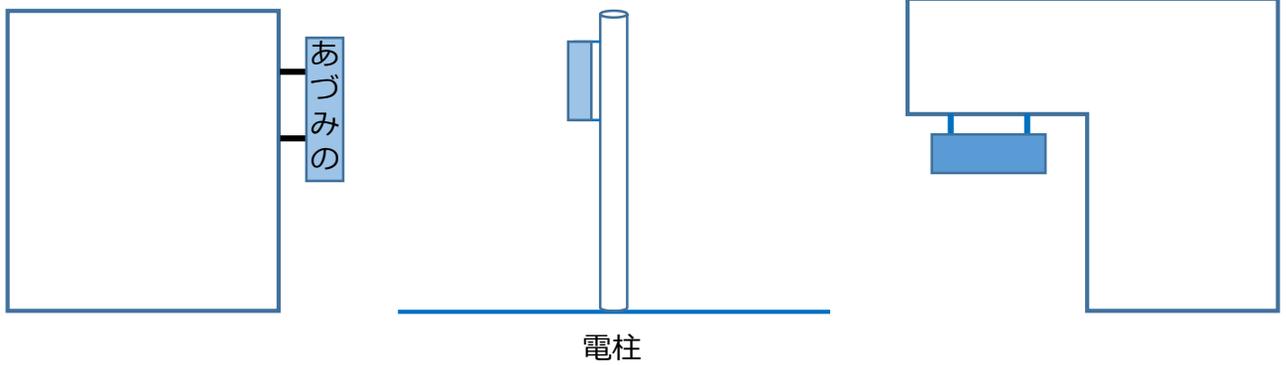
⑦



4 袖看板

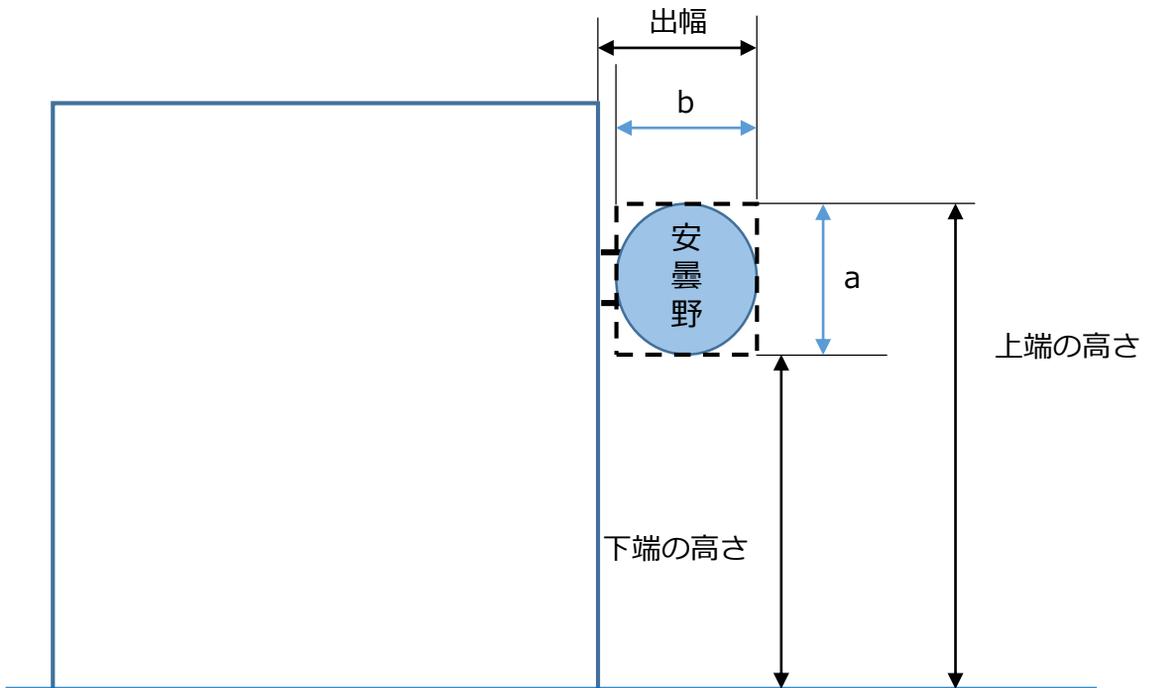
○定義

- ・建築物の壁面や広告物とは別の用途を持つ工作物の側面から突き出して設置される広告物とする。
- ・吊り下げ看板についても袖看板として扱う。



○高さ、面積

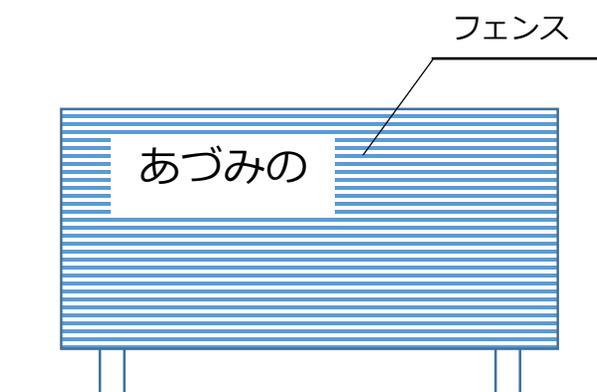
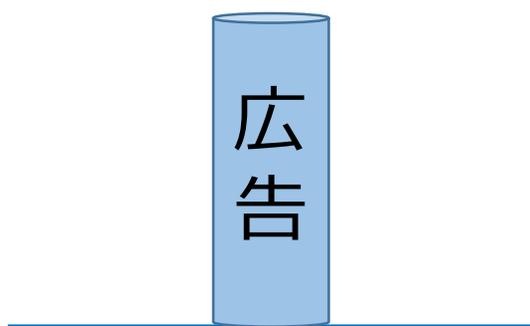
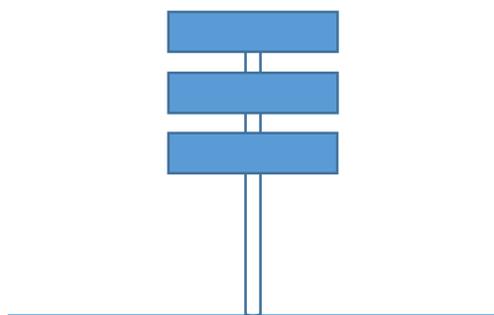
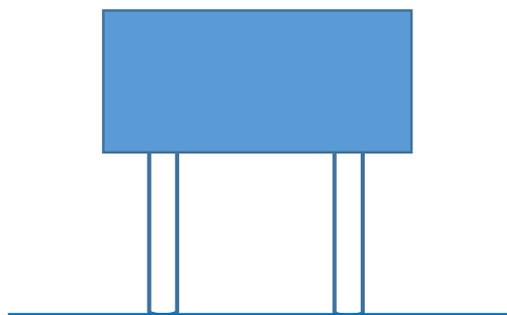
- ① 広告物の形状に凹凸や丸みがある場合、外郭線で囲んで面積を算定する。
面積 = $a \times b$
- ② 上端の高さ、下端の高さ、出幅は下図のとおりとする。



5 地上設置広告物

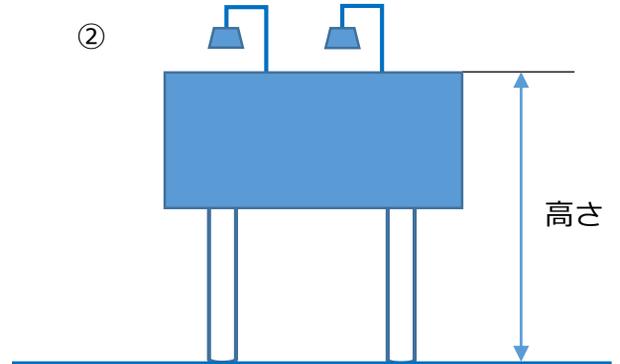
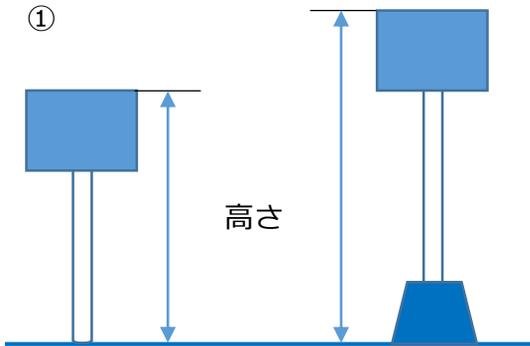
○定義

広告物として設計された工作物で地上に設置されるもの。または、塀やフェンス等の工作物に表示、設置される広告物とする。

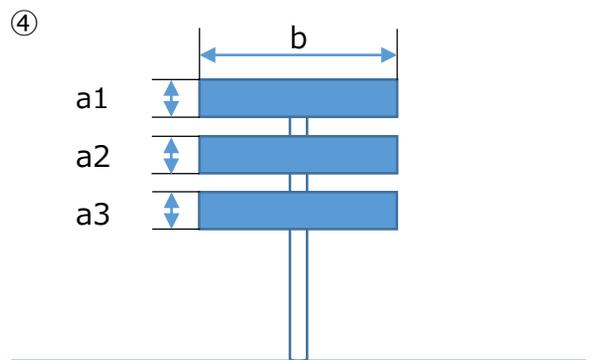
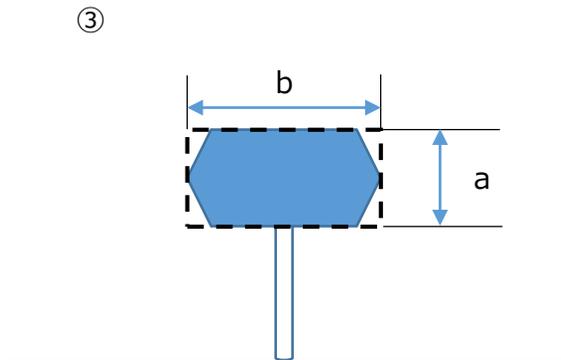


○高さ、面積

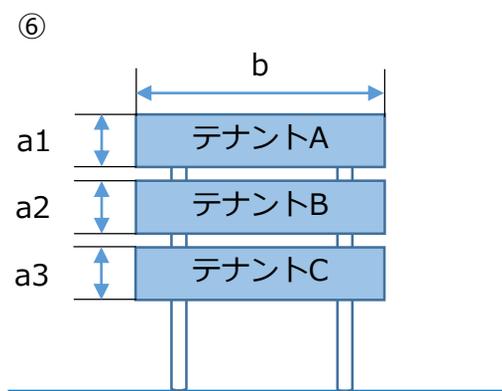
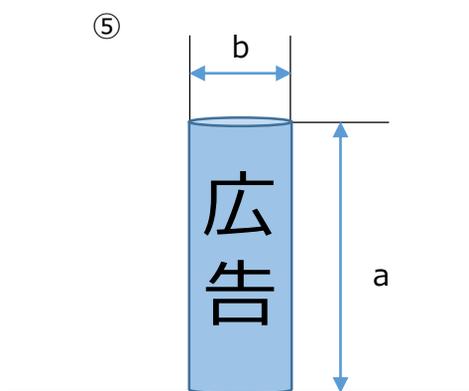
- ① 高さとは、地上から広告物上端までの高さとする。ただし、広告物設置のために盛り上げているようなものがあればその高さも含める。
- ② 広告物上部に設置された照明等は高さに含まない。



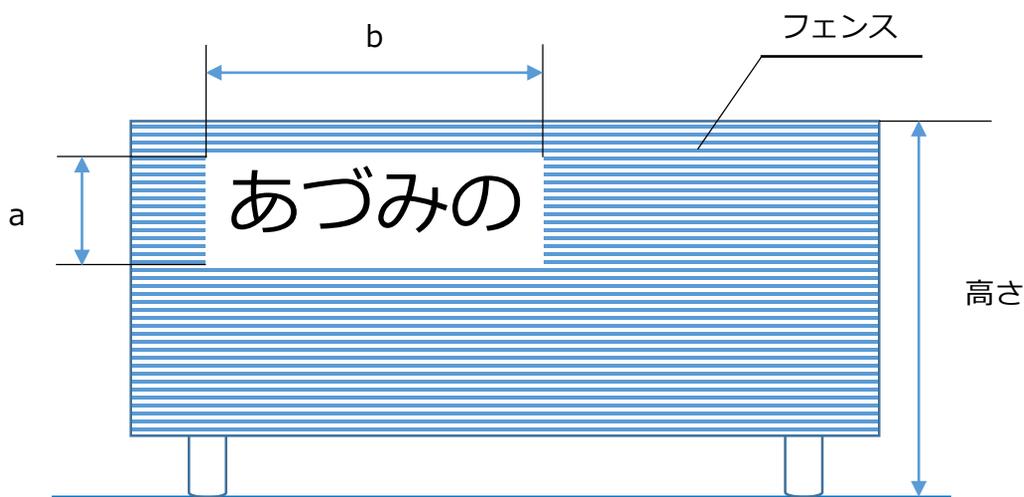
- ③ 広告物の形状に凹凸や丸みがある場合、外郭線で囲んで面積を算定する。
面積 = $a \times b$
- ④ 1つの基礎に板面が複数設置されている場合、それぞれの板面の面積の合計を
広告物の面積とする。
面積 = $a1 \times b + a2 \times b + a3 \times b$



- ⑤ 板面と支柱が一体となっている広告物は広告物全体を板面として扱い、面積を算定する。
面積 = $a \times b$
- ⑥ 集合看板については、テナントごとに表示面積を算定する。
テナントA 面積 = $a1 \times b$
テナントB 面積 = $a2 \times b$
テナントC 面積 = $a3 \times b$



- ⑦ 塀やフェンス等に表示、設置される場合は、広告物が表示、設置されている部分のみを広告物の面積として算定する。
面積 = $a \times b$



6 管理用広告物

○定義

所有者、管理者が自己の管理の土地、物件に管理用の必要に基づき表示、設置するものである。

○適用除外基準

- ・表示面積 1面 1㎡以下
- ・高さ 2m以下

○判断基準

① 広告の内容

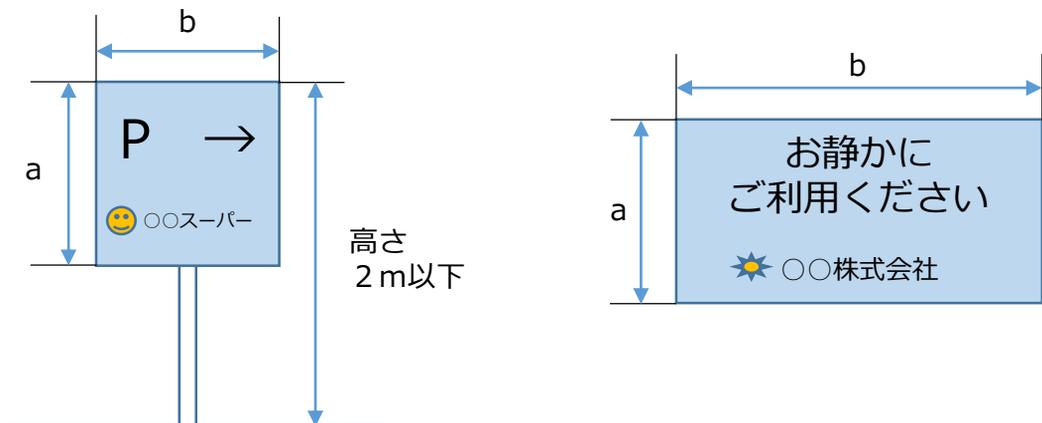
- ・管理目的の内容のみが表示されていること。
(管理者名、店名、ロゴマークを含む管理のために必要な内容)
- ・管理者名、店名、ロゴマークの表示が、管理のために必要な内容の表示より強調されていないこと。
(管理者名、店名、ロゴマークの表示面積 < 管理のために必要な内容の表示面積)

② 具体例

敷地内における注意書き(例)

- ・「駐車場」「P」「IN」「OUT」「→」「駐車禁止」等
- ・「アイドリングストップ」「前方駐車」「駐車場利用時間」等
- ・免責事項
- ・「管理地」「店舗予定地」「関係者以外立入禁止」等
- ・「防犯カメラ設置」「警察官立寄所」等

(例) 面積 = $a \times b = 1 \text{ m}^2$ 以下



7 著名な地点又は公共的な施設への案内広告物

○定義

① 「著名な地点」

「著名な地点」とは、その地域を案内することが公益的であると認められる程度に著名な場所とし、判断の基準としては、国土地理院発行の5万分の1の地図に掲載されている程度とする。

② 「公共的な施設」

「公共的な施設」とは、次に掲げる施設とする。

- ・ 医療法第1条の5に規定する病院、診療所
- ・ 社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業のための施設
- ・ 学校教育法第1条、第124及び第134条に規定する学校、専修学校、各種学校
- ・ 博物館法第2条に規定する博物館（美術館含む）
- ・ 神社、寺院、教会

○許可基準

① 表示内容

名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの

② 表示方法

- ・ 表示面積 1地点又は1施設につき、1面で2.5㎡以下かつ全面で5㎡以下
- ・ 高さ 5m以下
- ・ 彩度 地色の彩度 15未満
- ・ その他 次に掲げるものを使用しない
 - ア 反射光のある素材
 - イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの

③ 個 数

1地点又は1施設について安曇野市の区域内における表示・設置の箇所が2個以内